

鹿児島市修学旅行誘致補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市へのさらなる修学旅行誘致促進を目的とし、鹿児島市への新規の修学旅行を誘致した旅行会社に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 ホテル等の宿泊施設（研修施設を除く。）
- (2) 旅行会社 旅行業法（昭和27年法第239号）第3条の規定により登録を受けた旅行者及び旅行者代理業者
(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は旅行会社であって、市税が課税されている旅行会社については、納期の到来している市税を完納しているものを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する旅行会社は補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（鹿児島市暴力団排除条例（平成26年条例第4号））第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
- (2) 役員等が、暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している旅行会社
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している旅行会社
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している旅行会社
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している旅行会社
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している旅行会社
- (7) 前各号のいずれかに該当する旅行会社であることを知りながら当該旅行会社と取引をしている旅行会社

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象となる修学旅行は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 当該年度を含まない過去3年度の間、鹿児島県内への宿泊を伴う修学旅行を実施していない学校が行う修学旅行であること。
- (2) 鹿児島市内の宿泊施設に宿泊し、鹿児島市内の観光施設等（施設、体験、食事、土産店

等)が行程に組み込まれていること。

(3) 4月1日から翌年の3月30日の間に出発し、同月31日までに修学旅行が終了するものであること。

(4) 複数の学校が合同で修学旅行を行う場合、全ての学校が前各号の条件を満たすこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、鹿児島市内の宿泊施設に宿泊した児童・生徒及び教員の人数(宿泊した児童・生徒及び教員が最も多い日における人数)に500円を乗じた額とし、上限額は1つの申請につき10万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条第1項に規定する市長の定める時期は、修学旅行出発日の20日前までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 修学旅行計画書兼鹿児島市税納付状況確認に関する同意書(様式第1)

(2) 暴力団排除に関する誓約・同意書(様式第2)

(3) 修学旅行行程表

(4) その他市長が必要と認める書類

3 複数の学校が合同で修学旅行を行う場合は1つの申請とする。

4 規則第6条第2項に規定する補助事業等変更・中止(廃止)承認申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 修学旅行変更計画書(様式第3)

(2) 修学旅行行程表(変更後)

(3) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第7条 補助金の交付決定は市長が行い、決定の内容及び条件等を補助金の申請をした者に速やかに通知する。

(補助金の申請取下げ)

第8条 前条に規定する通知を受領した場合において、通知の内容に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内に、その旨を記載した書類を市長に提出することにより、申請を取り下げることができる。

(実績報告)

第9条 補助対象者は修学旅行終了後、速やかに市長に報告を行わなければならない。

2 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 宿泊実績報告書(様式第4)

(2) 宿泊証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 6 条関係)

年 月 日

鹿児島市長 殿

所在地
旅行会社名
代表者名

(署名又は記名押印)

修学旅行計画書兼鹿児島市税納付状況確認に関する同意書

次のとおり修学旅行を計画しており、鹿児島市修学旅行誘致補助金交付要綱第 6 条により、申請します。

また、鹿児島市修学旅行誘致補助金の交付申請において、鹿児島市税の納付状況を確認することに同意します。

旅行会社名 (申請者)	旅行会社名: 担当者: (連絡先)
旅行業法登録番号	
修学旅行実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
学 校 名	
鹿児島市内の主な行先	
鹿児島市内の宿泊施設名	
鹿児島市内での宿泊数	泊 (宿泊日:)
宿泊予定人数 ※最も多い日の人数	児童・生徒: 人 教 員: 人
修学旅行を行う学校の過去 3年度の修学旅行実施状況	前年度:実施(有・無) 行先() 2年度前:実施(有・無) 行先() 3年度前:実施(有・無) 行先()

※添付書類

- ・暴力団排除に関する誓約・同意書(様式第 2)
- ・修学旅行行程表

様式第 2 (第 6 条関係)

年 月 日

鹿児島市長 殿

所在地

旅行会社名

代表者名

(署名又は記名押印)

暴力団排除に関する誓約・同意書

鹿児島市修学旅行誘致補助金交付要綱第 3 条第 2 項の規定により、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、下記の該当の有無を確認するために、鹿児島市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出し、当該役員名簿等及び申請書等に記載された情報が鹿児島県警察に提供されることについて同意します。

記

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島市条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員
- (2) 役員等が、暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している旅行会社
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している旅行会社
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している旅行会社
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している旅行会社
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している旅行会社
- (7) 前各号のいずれかに該当する旅行会社であることを知りながら旅行会社と取引をしている旅行会社

様式第3（第6条関係）

年 月 日

鹿児島市長 殿

所在地
旅行会社名
代表者名

（署名又は記名押印）

修学旅行変更計画書

次のとおり修学旅行の変更を計画しており、鹿児島市修学旅行誘致補助金交付要綱第6条第4項により、申請します。

旅行会社名（申請者）	旅行会社名： 担当者：（連絡先）
旅行業法登録番号	
修学旅行実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
学 校 名	
鹿児島市内の主な行先	
鹿児島市内の宿泊施設名	
鹿児島市内での宿泊数	泊（宿泊日： ）
宿泊予定人数 ※最も多い日の人数	児童・生徒： 人 教 員： 人

※添付書類

- ・修学旅行行程表（変更後）

様式第4（第9条関係）

年 月 日

鹿児島市長 殿

所在地
旅行会社名
代表者名

（署名又は記名押印）

宿泊実績報告書

次のとおり修学旅行において宿泊しましたので、鹿児島市修学旅行誘致補助金交付要綱第9条により、報告します。

修学旅行実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
宿泊日		
鹿児島市内の宿泊施設名		
宿泊人数 ※最も多い日の人数	児童・生徒（①）	人
	教員（②）	人
	小計（①＋②）	人
	①②以外（③）	人
	合計（①＋②＋③）	人

※添付書類

- ・宿泊施設発行の宿泊証明書